

さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書

新旧対照表

令和6年4月

新

旧

備考

<p>さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書</p> <p>令和6年4月</p>	<p>さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書</p> <p>令和5年10月</p>	<p>改定年月の変更</p>
<p>目次</p> <p>さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書</p> <p>第3章 業務の実施</p> <p>3.8 現場責任者等</p>	<p>目次</p> <p>さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書</p> <p>第3章 業務の実施</p> <p>3.8 技術管理者等</p>	<p>修正</p>
<p>第1章 総則</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>4. 「現場責任者」及び「技術管理者」（以下「現場責任者等」という。）とは、契約書の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>4. 「技術管理者」及び「現場責任者」（以下「技術管理者等」という。）とは、契約書の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。</p>	<p>約款の順序に合わせて修正</p>
<p>第2章 工事監理業務の内容</p>	<p>第2章 工事監理業務の内容</p> <p>2.1.2 確認対象工事に応じた合理的な方法</p> <p>2.1の1.(4)の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的な方法」の具体的例示については、国土交通省策定「工事監理ガイドライン」及び同ガイドライン別紙における確認項目及び確認方法とし、これを参照し工事監理を行うことができるものとする。</p>	<p>特記仕様書と重複するため削除</p>
<p>第3章 業務の実施</p> <p>3.8 現場責任者等</p> <p>1. 受託者は、契約書の規定に基づき現場責任者等を定め委託者に通知しなければならない。また、現場責任者等の下で業務を分担する担当技術者を定めた場合は併せて通知しなければならない。</p> <p>2. 現場責任者は、契約図書等に基づき、業務の履行に関し指揮監督を行うものとする。</p> <p>3. 技術管理者は、契約図書等に基づき、業務の履行の技術上の管理を行うものとする。</p>	<p>第3章 業務の実施</p> <p>3.8 技術管理者等</p> <p>1. 受託者は、契約書の規定に基づき技術管理者等を定め委託者に通知しなければならない。また、技術管理者等の下で業務を分担する担当技術者を定めた場合は併せて通知しなければならない。</p> <p>2. 現場責任者は、契約図書等に基づき、業務の履行に関し指揮監督を行うものとする。</p> <p>3. 技術管理者は、契約図書等に基づき、業務の履行の技術上の管理を行うものとする。</p>	<p>修正</p> <p>第6項は第5項と内容が重複しているため削除</p>

新

旧

備考

4. **現場責任者等**の資格要件は、特記仕様書による。また、**現場責任者等**は、日本語に堪能でなければならない。
5. **現場責任者**は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、受託者がこの権限を**現場責任者**に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
6. **現場責任者等**は、監督員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

4. **技術管理者等**の資格要件は、特記仕様書による。また、**技術管理者等**は、日本語に堪能でなければならない。
5. **技術管理者等**は、**業務**の履行に関し業務の管理及び統括を行うほか業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、受託者がこの権限を**技術管理者等**に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- ~~6. **技術管理者等に委託できる権限は、契約書に定める事項とする。ただし、受託者が技術管理者等に委託できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、技術管理者等は受託者の一切の権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、委託者及び監督員は、技術管理者等に対して指示等を行えば足りるものとする。**~~
7. **技術管理者等**は、監督員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。